

令和6年12月27日

令和6年度水田活用の直接支払交付金について ～支払いが数量確定後に変わります～

令和6年度より、国が交付金の交付要件を変更したため、交付金の支払時期が①12月以降、②1月下旬以降、③3月以降に分かれます。

- 国は会計検査院からの指摘を受け、麦・大豆・そば・なたね・WCS用稲等について収量確認を義務付け、基準単収の1/2以上の収量があるか等の交付要件を国が確認することになりました。
- 大豆・そばは、収量が確定した後、国による確認を経た上で交付金が交付されるため、1月下旬以降となります。
- 加工用米・米粉用米・輸出用米の交付金は、減収量の把握、集出荷業者と出荷数量変更契約の締結、国の承認を経るため、3月以降となります。

★大雨による災害の『被害状況報告書』の提出がお済みでない方へ
報告書の提出がない場合、被災農家として把握できないことから、
11月20日（水）までの報告にご協力をお願いします。

『被害状況報告書』は酒田市農政課、JA庄内みどり各営農課に備えてあります。

支払時期	従来通り	変更
	【対象作物】	【対象作物】
①12月以降	飼料用米（面積払）、飼料作物、WCS用稲、酒米、産地強化重点品目（ネギ、トマト（ミニトマト含む）、アスパラガス、パプリカ）、産地強化振興品目（メロン、ストック、娃娃菜、ふきのとう、小菊、枝豆、里芋）	
②1月下旬以降	飼料用米（数量払）	大豆（戦略作物）、そば（産地交付金）、飼料用米（被災農家）
③3月以降	そば（数量払 3月以降） 大豆（数量払 4月以降）	加工用米、米粉用米、輸出用米（3月以降）

※裏面もご覧ください

※交付金の交付にあたり、肥料購入伝票等の写しなどの様々な書類が必要となります。**書類の整ったものから交付手続きを進めます**ので、書類の不備があった場合は交付予定時期に交付できないことをご了承願います。